

館山市元気な広場
指定管理者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

令和5年9月
館山市

【 目次 】

1	趣旨	1
2	公募施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務内容	2
4	指定管理期間	2
5	指定管理料	2
6	応募資格	3
7	公募手続き	4
8	提出書類	5
8-1	提出に係る留意事項	6
9	指定管理者の選定及び指定	7
10	協定の締結	8
11	損害賠償責任	9
12	責任分担	10
13	関係法規の遵守	10
14	再委託の取扱い	11
15	提出・問合せ先	11

1 趣旨

館山市元気な広場は家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互交流を行う施設として、平成21年度から「館山市元気な広場の設置及び管理に関する条例」の規定に基づき指定管理者による運営を行い、適正かつスムーズな施設運営が図られてきた。

現指定管理者の指定管理期間が令和6年3月末を持って満了するため、改めて今回、民間事業者の裁量を可能な限り拡大しつつ、民間事業者の子育て支援に関するノウハウを活用し、管理施設の魅力やサービス内容の向上に資する取組を推進し、更なる利用拡大を図るための業者選定方式として、公募型プロポーザル方式により指定管理者を選定しようとするもの。

2 公募施設の概要

1 施設名称等

(1) 名称 館山市元気な広場（以下「本施設」という。）

(2) 所在地 館山市北条740番地の1

2 施設概要

(1) 設置目的

地域子育て支援拠点とし、乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援することを目的とする。

(2) 施設規模等

延床面積 612.47㎡

施設内容 子育てサロン、相談カウンター、多目的室、静養室、調乳・授乳室
事務室、トイレ、物置、庭（南側柵内）、太陽光発電施設
※別冊業務仕様書別図参照

(3) 開館日及び開館時間

日曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 午前9時から午後5時まで

(4) 施設利用者数(0～小学校就学前の者及びその保護者、妊婦)

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	20,469	19,203	7,832	11,658	16,920

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため令和2年2月から令和5年5月まで入場制限実施

(5) ファミリーサポートセンター会員登録者数

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
提供会員	49	49	52	52	53
依頼会員	414	425	424	433	455
両方会員	27	27	30	29	30

(6) 支出状況

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
光熱水費	1,007,220	907,059	933,394	1,066,322	1,177,970
施設管理費※	365,208	457,624	229,075	392,770	287,018

※修繕・保守管理費＋機械整備費

3 指定管理者が行う業務内容

本業務は、館山市元気な広場指定管理者管理運営業務仕様書等に基づいて、本施設の管理運営を行うことを目的とし、公の施設に関する次の業務を市に代わって行う。

- (1) 親子の遊びと交流の場の提供に関する事。
- (2) 子育てに関する相談、講座等の開催、情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 子育て支援に係る関係機関との連携に関する事。
- (4) 子育ての相互援助活動の促進及び支援に関する事。
- (5) その他元気な広場の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
- (6) 施設の維持管理に関する事

4 指定管理期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間

5 指定管理料

指定期間中 5 年間の指定管理料総額の上限額は 110,000 千円

※ 上限額には消費税及び地方消費税を含む

6 応募資格

本施設の指定管理者の申請を行う者は、次の（１）～（３）の資格・条件等を有することが必要。

（１） 次の①～⑤を満たす法人又はその他の団体

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない団体
 - イ 対象業務の入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（令和 2～4 年）
- ④ 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない団体
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体

（２） 次の①～⑥のいずれかに該当する法人又はその他の団体

- ① 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 2 条に規定する社会福祉法人
- ② 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人
- ③ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) 第 2 条の規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ⑤ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社
- ⑥ 消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)の規定に基づき設立された消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会

（３） 地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の運営、施設の維持管理等が行える法人又はその他の団体

7 公募手続き

(1) 実施スケジュール

	内 容	期 間
1	公募の公表	令和5年9月29日(金)
2	応募書類の受付期間	令和5年9月29日(金)から 令和5年10月30日(月)午後5時まで
3	現地説明会(希望者のみ)	令和5年10月10日(火)
4	質疑受付期間	令和5年9月29日(金)から 令和5年10月13日(金)午後5時まで
5	質問回答	随時回答(最終日:令和5年10月17日(火))
6	提案審査(面談審査)	令和5年11月6日(月) 指定管理者選定委員会 (公募型プロポーザル審査委員会)
7	選定結果通知	令和5年11月8日(水)
8	指定議案の議決	令和5年12月 (令和5年12月定例議会)
9	協定の締結・業務開始の準備	令和6年1月予定
10	管理運営開始	令和6年4月から

※ 提案審査の日程・場所は、「8 提出書類(2) ①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に、別途通知する。

※ 日程は市の都合により変更することがある。

※ 現地説明会は必要時開催とし、希望者は10月6日までに現地説明会参加申込書(様式第5号)を電子メールでこども課へ提出すること。

(2) 質問受付・回答

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

① 受付期間

令和5年9月29日(金)から10月13日(金) 午後5時まで

② 受付方法

質問書(様式第4号)を電子メールでこども課へ提出すること。

※「15 提出・問合せ先」参照

③ 回答方法

質問内容及び回答については、館山市ホームページで随時公開するとともに、質問者には電子メールで回答を送付する。

(3) 申請・応募書類受付

① 受付期間

令和5年9月29日(金)から10月30日(月) 午後5時(必着)まで

② 提出部数・提出方法

※「8 提出書類、8-1-提出に係る留意事項」参照

8 提出書類

(1) 指定管理者指定申請書(第1号様式(第3条第1項))

(2) 団体に関する書類

① 団体概要書(様式第2号)

② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

③ 貸借対照表、損益計算書、科目別内訳書(直近のもの)

④ 労働者災害補償保険法に加入していることを証明する書類の写し

(3) 事業計画書(様式第3号)

(4) 指定管理料 提案見積書(任意様式)

※収支計画書(様式第6号)は指定管理期間5年間の年度毎がわかるように作成すること。

※なお、見積書において同内容が確認できる場合省略可とする。

※指定管理業務の実績により生じた赤字(損失)については、市は補填しない。ただし、建物の躯体・防水・外装・基幹的な設備等の改修整備費用は市の負担とする。

(5) 館山市入札参加適格者名簿に未登載の団体

※館山市入札参加適格者名簿に未登載の団体は以下の書類も提出すること

① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

② 印鑑証明書

③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

④ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書 (納税証明書その2)

⑤ 市税完納証明(館山市分)

⑥ 財務諸表

8-1 提出に係る留意事項

(1) 提出書類作成要領

- ① 提出書類の用紙サイズはA4版縦とすること。
任意様式等によりA3版を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。
- ② 文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。
なお、文章を補完するためにイラスト・イメージ図等の挿入を認める。
- ③ カラー印刷での提出を認める。
- ④ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間（20分以内）を考慮し、適正なものとする。

(2) 提出書類の部数

「8提出書類 (2)①, (3), (4), ~~(5)~~」

A 事業者名入り：1部

B 事業者名の記載された部分がないもの：8部（選定委員会 委員配布用）

※Bは順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じること。

「8提出書類 上記以外」：1部

(3) 提出方法

こども課まで持参すること。

※「15 提出・問合せ先」参照

(4) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて申請団体の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類の内容は変更不可とする。
- ④ 次に掲げる事項に該当した場合は、当該申請は無効とする。
 - ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 申請団体による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しない。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合は、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとする。

ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては、非公開とする。

- ⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則申請団体が負うものとする。
- ⑧ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属する。
- ただし、市は本事業者選定実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。
- また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表することとする。

9 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

館山市指定管理者選定委員会（プロポーザル審査委員会）において、提出書類・提案についてのプレゼンテーション（20分以内）、質疑応答（10分程度）を行い、候補者の選定を行う。

- ※出席者は合計4人以内とし、指定管理者となった場合の担当責任者が出席すること
- ※必要な機器等は申請団体が用意すること（プロジェクター・スクリーンは市が用意）

(2) 日程・場所

令和5年11月6日(月) 館山市役所内会議室 を予定

(3) 選定基準

次に掲げる項目について審査を行う。

なお、審査内容は別紙「選定基準等」を参照。

- ① 申請団体の基本姿勢・管理体制・運営実績・財務状況
- ② 地域子育て支援拠点事業に関する考え方と運営方法
 - ・子育て親子の交流の場の提供と交流促進について
 - ・子育て等に関する相談、援助の実施について
 - ・地域の子育て関連情報の提供について
 - ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について
 - ・地域支援の取組について
 - ・出張ひろばに関する考え方と運営方法について
 - ・利用拡大について
- ③ ファミリー・サポート・センター事業に関する考え方と運営方法
- ④ 施設の管理基準及び管理体制に関する考え方と運営方法
 - ・安全確保、衛生管理、利用者への配慮（個人情報保護等）について
- ⑤ 収支計画の妥当性、指定管理料

⑥ 設備の効率的な管理について

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、「8 提出書類 (2) ①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に通知する。(令和5年11月8日を予定)

また、選定結果を館山市ホームページにて公表する。

(5) 指定手続

令和5年12月議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

指定にあたり、指定団体へ文書(指定書[指令書])を発送し、その旨を館山市公告式条例の定めるところにより告示する。

10 協定の締結

議決を得て指定された団体と、館山市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき、次の事項について、協定を締結する。

(1) 基本協定

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 事業計画、報告に関する事項
- ③ 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ④ 保有個人情報の保護に関する事項整理
- ⑤ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ その他市長が必要と認める事項

(2) 自主事業(市からの委託料に含まれない業務)

- ① 指定管理者は本施設内において、「3 指定管理者が行う業務内容」に該当する業務および業務仕様書「8 業務内容」に定める業務以外の業務であり、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴収して行う、施設のサービス向上に資する事業(以下「自主事業」という。)を実施することができる。自主事業については事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。
- ② 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に市への協議を行うこと。なお、自主事業にかかる経費は、民間団体の助成制度・寄付の活用などを含め、全て指定管理者の負担とし、市からの指定管理料を充ててはならない。
- ③ 本施設の管理業務(自主事業を含む)の経理は、指定管理者が実施する他の

事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、市が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

(3) その他

- ① 指定管理者の候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取消し、協定を締結しないことができる。
 - ア 経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ② 本要領及び業務仕様書に定めのない事項であっても、指定管理者選定後協議して定めることができることとする。

11 損害賠償責任

(1) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償する。

- ① 施設の管理運営に関し、指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたとき
- ② 市が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき
- ③ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき

(2) 市は、施設設置者の責任として以下の賠償責任保険に加入し、指定管理者においても、同保険の被保険者となる。

但し、被保険者（指定管理者）の責に帰すべき事由の場合にあつて、故意又は重大な過失、法令違反等に起因する場合、施設内にて指定管理者が独自の事業を運営する場合（自主事業）にあつては、同保険の適用外となる。

よって、指定管理者は、市又は第三者からの損害賠償に対応できる適切な賠償資力を確保すること。

ア 賠償責任保険 「全国市長会市民総合賠償補償保険（5型②F型）

※全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ、一括して損害保険会社4社と契約を行う団体契約

保険内容	保険金額（限度額）
------	-----------

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対するもの	○身体賠償 2億円（1名につき） ○身体賠償 20億円（1事故につき） ○財物賠償 2千万円（1事故につき）
個人情報漏えいしたこと、又はその恐れがあることに起因して、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害とその対応費用に対するもの	○損害賠償 保険期間中 2億円 ○対応費用 1千万円（1事故） 3千万円（年間）

- (3) ファミリー・サポート・センター総合保障制度の保険については、指定管理者が加入する。
- (4) 指定管理者は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害を請求することができないこととする。

12 責任分担

管理業務に関する責任分担については、次のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

No.	項 目	指定管理者	館山市
1	施設の運営（設備、備品等を含む）の維持管理	○	
2	安全衛生管理	○	
3	個人情報の保護・管理	○	
4	市有施設の火災保険の加入		○
5	利用者に係る保険の加入	○	
6	自主事業の実施等	○	
7	包括的な管理責任		○

※ 指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに館山市に報告する義務を負う。

13 関係法規の遵守

業務を遂行する上で遵守すべき法規は、別冊「業務仕様書」のとおり。

14 再委託の取り扱い

(1) 全部委託の禁止

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 部分委託の取り扱い

施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、市の承諾を得て、第三者に委託することができる。

(3) 多様な担い手の育成

指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保すること。

15 提出・問合せ先

館山市教育部 こども課（市役所本館1階）
担当：佐野・黒川・小野寺

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電話 0470-22-3496（直通）

E-Mail kodomo@city.tateyama.chiba.jp

持参受付 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）